

改正

平成26年 3月31日総務第28773号

平成28年 3月22日総務第24292号

平成29年 3月23日総務第23819号

令和 5年 3月31日決裁第 2号

恵那市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、恵那市歴史的風致維持向上計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選による。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

一部改正〔平成26年総務28773号・28年24292号・29年23819号・令和5年決裁2号〕

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日総務第28773号)

この決裁は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日総務第24292号)

この決裁は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日総務第23819号)

この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日決裁第2号)

この決裁は、令和5年4月1日から施行する。